續漢志百官受奉例考再論

宇都宮清吉

わたくしは、かつて「續漢志百官受奉例考」（東洋史研究五巻四號一九四〇）なる論文を書いた。それは續漢志の百官受奉例の文字を校正することゝ、「半錢半穀」の意味を明らかにするのが目的であつた。この二點は密切な關係があり、異文校合とともに、史的事實を背景とする內容の數學的校正が必要であつた。そして後者については、結局錢：穀＝七：三という比例が存在することを發見した。

しかるに、ちかごろアメリカにあつて活動している楊聯陞氏が Numbers and Unitin Chinese Economic History (HJAS vol XII pp. 216—225) なる論文を書き、その中で、わたくしの論文を批判し、—「半錢半穀」は決して、プソイドな數字なのではなくして、リアルな數字である。だから錢：穀＝七：三の比例が存在するという說は正しくない。その理由は、この說では、皮をむいた穀物（米）と、皮をむかない穀物（穀）との相違が見おとされているからである。—といわれた。

この點について、楊氏の指摘したことは、たしかに正しい。しかし、それにもかかわらず、わたくしの結論もまた、決して誤りでないと考えるので、以下にその理由をのべて、楊氏の再批判をこいたいと思う。

わたくしが、皮をむいた穀物と皮をむかない穀物について、少しも注意をはらわなかつたのは、たしかに誤りであつた。たしかに、延平中の受奉例では（米）ととわつてあるのに對して、建武二十六年度の受奉

例には何の規定の語も見えない。だから建武受奉例では、はたして皮をむいた穀物が支給されたのか、皮をむかない穀物が支給されたのか、はつきりしない。それゆえ今第一に、この點について、考えて見る必要がある。

楊氏は、「米」を皮をむいた穀物とし、「穀」を皮をかぶつた穀物とした。しかし程瑤田によれば、「穀」は近代北方中國人にとつては、皮をむかないアワ「粟」を意味するが、(九穀考)古代中國人にとつては、普通には單に、穀物一般の總稱として用いられていた語である。(五穀・九穀・百穀)そして漢代においては、普通には、皮をむかない穀物は「粟」といわれた。精米しない穀物をたべる、けんやくな生活をした公孫弘のことを—弘はすゝんで肉は一いろ、めしは脫粟(玄米)という生活をした。—と書かれ、(漢書卷五八公孫弘傳)脫粟について顏師古の注には—たゞ、皮をむいただけで精米しないものをいう—と書いている。この場合、「粟」はむしろ穀物の皮の意味にさえ用いてあるのだ。史記の淮南王長の傳には—一尺でも布は布、一斗の粟も粟は粟。ぬうこともつくこともできるわい。(卷一八)とある。これは粟が、皮をむかない穀物であつた明證である。甲骨文には禾が早くも現われ、その實である粟は古い時代から中國人の常食であつた。(岡崎文夫・古代支那の稻米・稻作考。南北朝における社會經濟制度第二章)程瑤田によれば、禾はアワを生ずる植物で、禾の實が粟、粟の實が米であつた。漢代では米といえば、それは第一に粟の米を意味した。漢代の農書である氾勝之書にその例が見られる。(程瑤田・九穀考—粱考)かくて、皮をかぶつたアワ、つまり粟は穀物の代表として、また基準として用いられた。宋の李籍の作つた九章算術音義は、九章算術という漢代に成立した算數書の第二卷「粟米」の粟米なる語に、次のような音義をほどこしている。

粟米。上の字はソク、下の字はメイという音。粟とは禾の實のまだついてないもの。米とは穀物の實の皮のないもの。粟は米の基準である。諸種の米は種類によつて量がちがうから、粟を基準にしてはかるのである。それで「粟米」という節を設けたのだ。

このように、漢代では粟は皮をむかない穀物として、

諸種の精米度の米の標準とされたし、他種の穀物やその加工品の量目の基準ともされた。九章算術には、その割合を粟五十に對して、それぞれ次のように示している。

粟五十を基準として、糲米は三十。粺米は二十七。糳米は二十四。御米は二十一。小麴は十三半。大麴は五十四。糲飯は七十五。粺飯は五十四。糳飯は四十八。御飯は四十二。菽荅麻麥はそれぞれ四十五。稻は六十。豉は六十三。飧は九十。熟菽は一百三半。糵は一百七十五という割合になる。

皮をかぶつた穀物としての粟は、このように穀物計量の基準であつたから、古代中國、ことに漢代では、租税や政府への寄附や、政府から支給される奉給や、兵士の給與は、すべて粟によつてなされた。漢書食貨志上に前三世紀四世紀のころの文献と思われる、李悝のことばをのせている。

こゝに五人家族の農夫がいる。かれは、百畝を耕作して、年に、畝ごとに一石半を收穫する。全收穫は粟で百五十石。十分の一税の十五石をのけると、百三十五石あまる。一人が月に一石半づゝ食うとすれば、五人で一ケ年に九十石を消費する。そこであまつた四十五石を、一石三十錢の割で賣れば千三百五十錢がえられる。……

これによれば、租税も收穫量も、食糧の量も賣りだす穀物も、すべて粟でなされている。だから、官のくらの中の穀物は「くらの粟」といわれた。

政府の中央穀物ぐらの粟は、ふるくなつてづらづらくつつきあい、外にあふれだして雨ざらしになり、くさつて、食いきれないほど蓄積せられている。

（史記・平準書）

わたくしは、せんえつながら獨斷の權限をもつて、河内のくらの粟を放出し、貧民をすくいました。

（漢書卷五〇 汲黯傳）

このくらの中の穀物を民間に放出することを「粟を賜う」といい、この例は漢書後漢書の本紀にきわめて多くみられる。兵士に支給する食糧が粟であつたことは、漢代の木簡文書に、いくつもその例がみえる。

出粟一斗二升以食使涉車續相如上書良家子二人八月

美卯□（流沙墜簡卷二、王國維釋文參考）

粟一斗二升を支出し、請願して莎車に行く良家子の續と相如の二人に食はせた。八月癸卯□……――譯――

といつた類である。官吏に對する俸給も粟が支給せられた。次のはその二例である。

小びと藝人、そのせいは三尺ばかり。サラリイは粟一ふくろ、錢二百四十。わたしこと東方朔めはせいたけ九尺以上もありながら、サラリイはやはり粟一ふくろ、錢二百四十。……（漢書卷六十五東方朔傳）

そもそも、縣の長官は、むかしなら大名です。にもかゝわらず實は門番のサラリイしかもらつていません。……一ケ月のサラリイで、えるものは粟二十斛と錢二千です。……（群書治要卷四五崔寔政論）

たゞ俸給の場合は、右の例のように、穀物と錢とが支給せられたのである。そして、その穀物は粟であつた。續漢志百官受奉例に見える文にも、「半錢半穀」とあり、その數字的內容はともかく、奉給は錢と穀とで支給せられたのである。しかも、その穀が皮をかぶつた「粟」であつたことも、前に引いた二例から當然に推測せられるところである。だから建武二十六年度受奉例が粟によるランキングであつたことは、疑のないこととして信じてよい。たゞ、あとでものべるように、實は漢代の受奉例の法文は、特殊の場合をのぞいては、その斛數は「粟」であつても「米」であつても全然同樣に通用したのである。それは、漢代における、「穀物用ます」の特殊な用法によるのである。

しかるに、延平中の受奉例を見ると、明らかに「米何斛」としてあつて、この場合には、きわめて異例なことながら、「米」が支給せられたのである。この米はおそらく、九章算術にいわゆる糲米であり、公孫弘傳に見える脫粟であろう。糲米は脫穀したゞけのもので、九章算術（卷二）によれば、粟の斛數では、その〇・六にあたるものであつた。九章算術では一切の計算を、基準としての粟の斛數であらわしているが、それは數學的計算という特殊の場合だからで、一般的事務的の場合には、そんな換算をしなくても便利なように、「ます」の用法が存在し、かつそれは存在するかぎりは、嚴重に守られなければならぬ種類の常則であ

つた。だから、延平中の受奉例においても、米が支給せられた限りは、そこに記されている「何斛」という斛數は、決して粟の斛數による換算ではなく、文字どおり米の「ます」による斛數であるべきである。

こゝで、漢代における「ます」の用法についてすこしく考えてみよう。漢代においては「ます」は計量される物の種類によつて、單位は同一であつても、その大きさには大小があつた。それは全く、業務上の便利のためであつたと思われる。この點に關しては、楊聯陞氏も前掲論文において、漢代の木簡を利用しつゝ、それにあらわれている大石・小石という二種の「ます」の存在について、次のようにのべている。

Under the Hun, they (大石 and 小石) were the same unit, but were called large and small according to what war measured. Hsiao-shih indicated unhusked grain and ta-shih husked grain. The ratio between them was 5 to 3.

これはたしかなことである。九章算術によると、粟一斛をはかる「ます」は二・七立方漢代尺であり、米一斛をはかる「ます」は一・六二立方漢代尺であり、菽荅麻麥の一斛をはかる「ます」は二・四三立方漢代尺であつた。(卷五商功)つまり、米ます一斛は粟ます一斛の〇・六であつた。そこで漢代では、恐らく形の大きい粟斛は大斛、(楊氏によつて推測すれば木簡では大石)一番小さい米斛は小斛(楊氏によつて推測すれば木簡では小石)といわれたと思う。それゆえ、楊聯陞氏が前掲文で小石を粟用ますとし、大石を米用ますであると記しているのは、恐らく何かの誤りであろう。①「ます」の種類は大小の「斛」とともに、それぞれの「斗」も存在したであろう。(史記・淮南王長傳前引文)たゞ、ふしぎなことには、漢代の普通の文献には、大斛・小斛・大斗・小斗などという、「ます」の存在がほとんどあらわれてこない。漢書の貨殖傳に「漆千大斗」という語があり、史記貨殖傳の方には同じところに、この語が見えない。漢書貨殖傳には顏師古が、—大斗というのは、米や粟をはかる「ます」とはちがうのだ。今民間で大量という「ます」があるのと同種のものだ。—と注しているが、大斗がはたして米粟をはかる「ます」と同じでないかどうかは明證があるわけ

ではない。九章算術にも漆を何斛何斗とはかることが見えるが、（卷二、粟米）「ます」の種類は不明である。漢代のごく末の時代の文献には一つだけ見えている。すなわち、三世紀のはじめのころ（漢末）活動した人、魏の曹操の傳を書いた曹瞞曹なる書物が、三國志の注に引かれている。左に引用するのはその一つであるが、それは太平御覽にも二度ばかり引用されていて、校合に便利である。（太平御覽卷七六五斛同じく卷八三〇量）

〔太祖〕常討賊（卷八三〇。討賊二字作賦）廩穀不足。私謂主者曰如何。（卷七六五、曰如何三字無。卷八三〇。作何如）主者曰。可以小斛以足之。（卷七六五、可字無。卷八三〇以字無。以足二字作量）太祖曰善。後軍中言太祖欺衆。太祖謂主者曰。特當借君死。（特當二字卷八三〇、作當特。君作汝。死卷七六五作首）以厭衆。不然事不解。乃斬之。取首題徇曰。（卷七六五、乃作遂。取首二字無。題徇作顯屍。卷八三〇、斬之取首題五字無。乃下有收字。）行小斛。盜官穀。斬之軍門。（行字官字作用字軍字。穀字下有故字）——（三國志、太祖紀。魏志建安二十五年條）

（譯）曹操が賊を討伐する時、いつも穀物が不足した。かれは主任に、「どうしたものかね？」とそつと聞いた。主任は、「小斛を使つて數字の不足をおぎなうことができます」と答える。曹操は「それでよし！」と判定した。しばらくして部隊の中から、「大將はわれわれをごまかしている。」という聲が聞えてきた。曹操は主任をよんで、「君が死んでくれるより他に、兵士たちを滿足させる道がないんだ」といつて、さらし首にしてしまい、たてふだをたてゝ、「小斛を使用して官の穀物をぬすんだ者だから、軍律によつて首をきつた」と書かせた。

この小斛は、むろん漢代から行われたもので、米をはかる「ます」であつたろう。粟をはかるには必ず大斛が用いられ、米をはかるには必ず小斛が用いられたはずである。何の手つゞきもなしに、この原則をやぶれば計量上非常な混亂が生ずべきである。上引の曹操の話も、この混亂のゆえに、軍中に不平が起つたのだ。つまり、官倉中の穀は租稅としての穀物であるから當然に粟である。だから、それは本來粟用ます、つまり大斛で計量すべきものである。大斛ではかつて不足なのは、もともとくらの穀物が不足なのだから、それを

補うには、くらの穀物をませばよい。しかるに小才のくら役人は、この根本を考えずに、小形の「ます」つまり米用の小斛で粟を計量して、數字の表面だけを充足させようとしたのである。結果は當然、兵士の給與のはなはだしい減少となるから、軍中に「大將はギマンする！」という不平が生れたのである。②漢代以前の文獻にも、大斗という語があつたことが見られるが、それは殘念ながら漢代の「ます」の用法とは關係がないかに見える。

田乞が齊國の景公につかえ、その大夫となつた。(547 B.C.—490 B.C.) かれは民に稅をかける時、小斗でうけ入れ、その粟を民に放出する時は大斗を用いた。かくてひそかに民間に德望をえた。……

〔その子の〕田常の時又父のやり方をまねし、大斗で民間にかし出し、小斗で返却させた。(史記卷四六。田常世家)

とあるはそれだが、左傳昭公三年 B.C. 539 の條に、同時代の齊の田氏のことを記して、

「齊はどうなると思いますか？」と叔向がきくと、晏子が「もう長くないね。どうなるかはいわぬが花さ。齊は田氏の國になるさね。とのさんは政治に不熱心で、民心は田氏をしたつている。」とこたえた。齊にはもともと、四種の「ます」があつた。豆・區・釜・鐘だ。四升が一豆で、それぞれ四單位で一つ上の「ます」になり、釜になる。釜は十で一鍾であつた。田氏は前の三つの「ます」を一單位づゝふやしたので、鍾は大きな「ます」になつた。陳氏はこの、お家用の「ます」で民間にかし出し、從來の國定「ます」で返却させたのである。……

といつている。これによれば、史記の大斗は左傳の「お家用のます」であつて、計られる物によつて「ます」に大小のあつた漢代の用法とは異つている。「ます」の漢代的用法は、おそらく漢代獨特のものであつたようだ。それ以前にも、それ以後にも、漢代のような意味における大斛小斛の用いかたは文獻に見えないようである。しかし、このように、計られる物によつて「ます」の大小がちがつている場合には、その用法は特に嚴格に、守られなければならなかつたであろう。でなければ、曹操の場合のような、不正と混亂がおこつて、その

迷惑は大きかつたはずである。それにひきかえ、もし、これを嚴格に守れば一々の場合に、わずらわしい換算を必要とせず、きわめて能率的に計量をすることができる。一斛の粟はつねに一斛の米であり、一斛の菽荅麻麥であり、その容積の比率ははつきりしている。

さて、前にのべたように、漢代の官吏の俸給は粟が支給されるのが、一般的であつた。だから、その計量には必ず粟をはかる大斛が用いられたにちがいない。③續漢志百官受奉例の月奉の穀數も當然に粟の「ます」、つまり大斛の斛數であるはずである。しかし、漢代における大斛小斛の用い方からすれば、實はそれが大斛の數字であつても、小斛の數字であつても、少しもさしつかえは起らないのである。たとえば、中二千石の月奉は百八十斛だが、それは內容が粟であつても、米であつても、同じく百八十斛である。たゞ、「ます」の大きさが、粟の時には大斛で計られ、米の時には小斛で計られるから、體積だけから見れば、米は粟の〇・六にしか當らない。しかし、俸給をうけとる側から見れば、大斛でうけとつた時には、その中に〇・四の無價値不要のモミガラが入つているだけのちがいで、米をうけとつた時と實質上何のちがいもない。しかし、これは計量する場合に「ます」の用法が、嚴格に守られなければ、ナンセンスな話になつてしまう。月奉を米で支給することは、一般にはまれなことであつたと思われるから、普通には俸給は必ず大斛で計つた粟が支給せられたと思われるが、延平中の受奉例では、きわめて特殊なことではあるが、明らかに「米何斛」としてある。だから、この場合そこに用いてある數字は、たしかに米用ます、つまり小斛の斛數を示すものでなければならぬ。米であるにもかゝわらず、大斛を用いるなれば、それは明らかに混亂を引きおこす。それは決して漢代における「ます」用法の常則ではない。延平受奉例の場合、もし建武二十六年度の受奉例にあるように、「半錢半穀」を文字どおり行う意志が政府にあつたのなれば、わざわざ「米何斛」と指定する必要は決してない。たとえば、中二千石の場合、それは月奉百八十斛だから、單にその半分の九十斛とだけしておけば、粟にしろ米を支給するにしろ、九十斛をうけとること

ができる。わざわざ米九十斛を大斛で計算して五十四斛（續漢志には七十二斛とあるが、それは誤りである。）とする必要はさらにない。だから延平中の斛數は必ずや小斛の斛數であるとしてこそ意味がある。この場合に特に「米何斛」としてあるのは、この時政府に文字どおり「半錢半穀」を實行する氣のなかつたことを示している。この時の政府の眞意は、米を指示した米斛の斛數だけ支給するにあつたのである。それゆえ、建武二十六年度受奉例と延平中受奉例とをつきあわせて、計算を行おうとする時には、粟にも米にも自由に通用する、建武受奉例の方を、米斛によつて米を支給する場合のランキングである、と假定して計算する時にこそ、はじめて正しい結論がえられるべきである。

以上の考證によつて、わたくしが、「續漢志百官受奉例考」においてえた、錢：穀＝七：三の比例は、少くも事延平中の受奉例に關するかぎりは絶對に正しいと思われる。しかも、この七：三の比による俸給の支給は前漢時代にも行われたことは、前掲論文でわたくしの考證したとおりである。もし、前漢時代に「半錢半穀」が文字通り行われていたとすると、どんなことになるか？。貢禹は漢書の貢禹傳によれば初元五年（44B.C）に死んだと考證せられる。（周壽昌漢書注校補卷四四）この年から二年あとの永光二年（42B.C.）には、京師の穀價は一斛約二百錢となつたという。これは、數年來の全國的不作によつて、次第に穀價が高くなつた極限の時代の記錄であつたと思われる。ところで貢禹は初元五年、その死の年に年俸二千石の光錄大夫になつている。光錄大夫は地方官でなく、首都に勤務することの多い官である。かつその秩は比二千石でなければならぬことは、すでに前掲論文で考證した。比二千石の前漢時代の俸給は、建武二十六年度の額より、いくらか高かつたかも知れないとして—前掲論文參考—百斛を超えること大ではなかつたであろう。ところで、貢禹がうけた月奉錢は萬二千である。もし「半錢半穀」が文字どおり行われたとすれば、百斛の半分五十斛は穀物で支給され、五十斛に當るあとの半分は錢奉をうけたことになり、萬二千錢は穀五十斛の價となるはずである。しからば初元五年の當時穀一斛の價は二百四十

錢となる。それから二年あとの極高の時の記錄でさえ二百錢といわれているのだから、これは餘りにも高價に過ぎるだろう。しかるにもしこれを、七：三の比例によつて考えると如何？　それは約百七十一錢となる。これは、わたくしが、永初五年當時の首都の穀價として、別の方法で算出したものと、ほとんど一致する。（前掲論文參考）

このように考えると、建武二十六年の受奉例も、條文こそ「半錢半穀」としてあるが、實は延平の例のように、「七錢三穀」で支給せられたと考えてもよさそうに思われる。

延平中の受奉例が七：三の割で、穀物と錢とが支給せられたことを、傍證的に證明するのは、その穀價である。漢代における穀價は平素どのくらいであつたか？　これについては、多くの人が各種の推測を行つていて、今その一つ一つを紹介することは、わずらわしいからやめにしておく。楊聯陞氏によると、居延の木簡に考證を試みた勞榦氏は、前漢の粟の平價は一斛につき、七十錢から八十錢であり、後漢のそれは約百錢であつたといつている。（Lien-shêng Yang: Notes on the Economic History of the Chin Dynasty p.142 n. 47 —HJAS. vol IX 1946）王栻氏も後漢の粟價を百錢と算定したらしい。（Lien-shêng Yang: Numbers and Units in Chinese Economic History. p. 219 n. 12）濱口重國氏によれば、西紀一七一年、（建寧四年）西紀一八三年（光和六年）の二つの漢碑に、豊年における粟一斗の價は五錢であつたといふ文獻がある。つまり、一斛五十錢にあたる。また、前漢の西紀前七十四年宣帝即位の年は大豊作で、穀石五錢とあるが、王鳴盛の十七史商榷（卷一二、漢書六、米價）によれば石五錢というのは、たゞ安いというには、あまりにも安價にすぎる。それは恐らく「石五十」の誤脫であろうという。（踐更と過更如淳說の批判、東洋學報一九卷。三八六頁。注一一）これら三つの文獻からすると、漢代では、粟は一斛五十錢であれば、非常に安いと考えられたのである。後漢書明帝本紀によれば、西紀六九年（永平十二年）のこと、

この年、世の中はしごく平和で、義務勞働もなく、連年の豊作で民衆はゆたかであつた。粟は一斛三十

錢。牛も羊も野をおおわんばかり。（卷二）

とある。これは一斛五十錢なれば非常に安いと考えられた價よりは、さらに安い穀價で、一般的にいつて、こんなことは前後に比を見ないことであつたと思われる。（後漢書卷一〇三、劉虞傳には地方的例外がみとめられる。）濱口氏は前掲論文で、結論として漢代の粟の平價を八十錢か九十錢とせられた。これは少し高くはないだろうか。勞榦氏が前漢の木簡から、前漢の粟の平價を七十錢から八十錢とせられたのこそ、漢代を通じての斛の平價ではなかつたか。「續漢志百官受奉例考」で、米一斛約七一錢と算定したのは誤りではないであろう。したがつて、粟一斛はこれよりやゝ安かつたとすべきである。延平は西紀百六年にあたり、それは比較的長い和帝の治世の終つた翌年で、世はなお平靜といつてよく、地方的には不作の年もいくらかはあり、かつ、この年もかなりな不作に見まわれはしているが、（後漢書卷四和帝本紀）穀價一斛百錢にも上る全國的不作とも見えない。非常に安いと思われた一斛五十錢には及ばないが、七十一錢よりやゝ安いぐらいなら、時代的な一般情勢から見て、まず普通のねだんとしてよかろう。だから、この點から考えても「七錢三穀」が正しいことが認められてよいと思う。⑤

なほ、漢代でも穀價はつねに變動し、その時々に錢奉の高にも變更が行われたと思う。史記の汲黯傳（卷一二〇）の—黯以諸侯相秩、居淮陽。—の條の集解に

如淳いわく、侯王の事務長は郡守より上席で、年俸は眞二千石である。法律上眞二千石の月俸は二万錢、二千石の月俸は一万六千であつた。

とあり、同じく漢書の同傳（卷五十）の同條には

如淳いわく、侯王の事務長は郡守の上席で、年俸は眞二千石である。法律上、眞二千石は月に百五十斛をえ、年に千八百斛ばかりを手にするだけである。二千石は月に百二十斛をえ、年に一千四百四十斛ばかりを手にした。

とある。同じ條の同じ人の注でありながら、文が非常に異るのはおかしい。しかし、これは疑もなく同一の律文の引用で、漢書の方のは、まぬけなわかりきつたことをのべてあるに過ぎないが、史記の方のは有用な

文である。たゞ史記には斛數が脱落しているが、漢書にはそれが記され、錢奉の高が脱落していると思われる、今兩者をつき合はして一文とすると、それは明らかに、錢と穀とを支給する、漢のある時代における受奉例のフラグメントであることが知られる。すなはち、次の如くでもあろうか。

法律上、眞二千石の月俸は百五十斛で錢の方は月二万。二千石の月俸は百二十斛で、錢の方は月一万六千であつた。

穀奉數は俸給の全額を示しているはずであるから、このうち何割かが指定の錢で支給せられるとすべきである。果して何割ぐらいであろうか。それはこの文だけでは全然わからない。もし文字どおり「半錢半穀」であつたとすると、一斛あたりの穀價は二百六十七錢となる。これは非常な高價である。よほどの不作つゞきでなければ、こんな高價はめずらしいであろう。また、物價の高下につれて手つゞきよく、俸給令の改正されるような平時に、突然にこんな高價が現われるような不作があつたとしたら、必ずや記錄に殘されたであろう。しからば「錢七穀三」となればどうか？その時には百九十錢である。これでも高價ではあるが、貢禹の時代の前引の文献から算出したものよりかやゝ高いぐらいで、前四二年（永光二年）の首都の穀價よりはやゝ高い。これなれば前例があるということができる。漢代の錢奉はこのように、時代の穀價によつて變動していたので、決して不動と考えてはならない。桓帝（147—167）の時代には、一種の通貨不足とでもいうべき現象が起つているらしい。政府では官吏の俸給をへらし、また賣官などによつて錢を吸收しようとしている。（後漢書卷七桓帝本紀延熹四年條）この時代に崔寔の政論には、官吏の俸給が少ないから引上げるようにと論じている。（群書治要卷四五、政論）おそらく、當時行われた減俸に對する批判であつたかも知れない。その文中に、

そもそも、縣の長官はむかしの大名です。しかるに實は門番のサラリイしか受けていないのです。ちよつと一例を申しますと、一ケ月のサラリイは粟で二十斛、錢で二千です……。

とある。粟二十斛錢二千の月俸をうける縣の長官と

は、どの位の官史であろうか。もし「半錢半穀」を文字どおりに解するとして建武二十六年度受奉例と延平例とによつて考えると、それは年俸三百石の官吏である。しかし、この場合、單純に粟二十斛錢二千を半錢半穀とすることは二つの點から警戒を要する。その一つは、粟二十斛を受ける官史は、米斛では米二十斛をうける官吏である。かく考えれば延平中の受奉例で米二十斛をうける官史は、まづ六百石である。(實際は二十一斛)それを無條件に「半錢半穀」として三百石の縣の長官とすることは卽斷である。後漢の縣の長官の年俸は、「續漢志百官受奉例考」の追記にしるしたように、千石、六百石、四百石、三百石のものがあつた。崔寔はその平均をとつて、六百石位の例を引いたと考えることができる。だから粟二十斛とあつても、それを直ちに「半錢半穀」における粟二十斛とすることはできない。次に、前に證明したように、漢代の錢奉は時代の穀價の高下によつて、つねに變動していた。延平(106)から四五十年以上もたつた桓帝時代に、なお延平のランキングがそのまゝ行われていたと考えることは無理である。前にもいつたように、明帝の永平十三年(69)から延平(106)にいたる、比較的穀價に變動のなさそうな時代ですから、斛三十錢から七十一錢よりやゝ安い程度にとびあがつているのだ。ましてや、延平以後は漢の社會には、ようやく平靜がうしなわれはじめ、羌族の大侵入や內亂の續發や不作の年の連續で、穀價の變動は相當にはげしかつたはずである。延平時代の米一斛七十一錢したがつて粟一斛はそれよりやゝ安いと思われるねだんが、どうしてそのまゝ維持せられたと考えられるか。現に崔寔が俸給の變更を要求しているのであつて、二千錢ではすでに時代の穀價につりあわないのである。そして、その二千錢の月奉も、恐らく延平以來すでに何度かの改正を經たものであり、決して無條件に延平中の受奉例のそのまゝではないと思われる。だから月錢二千を、たゞちに延平中受奉例の三百石の月奉錢とするのは、やはり卽斷といわねばならぬ。もし、わたくしの考えるように、崔寔の月俸粟二十斛を「半錢半穀」の粟二十斛でないと疑えば、それにあたる米の二十(一)斛を受ける年俸六百石位の官

吏の月俸とすることもできるわけである。從つてその月錢俸二千は同じく年俸六百石の官吏の月錢俸としていゝわけである。すると、それは錢七穀三の二千錢と二十斛となり、、米一斛の價四十錢となる。だとすれば、この場合の粟價は一斛四十錢よりやゝ安いことになる。これは延平の穀價よりはるかに安價である。しかし崔寔の言によれば、これは奉給が不當に低いために出てくる穀價で、實は眞の穀物は、はるかに高い時價であつたかも知れない。また一方では、前にいつたように一種のデフレーション現象があつて、錢が不足していたということも考えられる。いづれにしても、崔寔の政論に出ている受奉例はある時代の受奉例の條文のフラグメントと考えるよりか、一種の平均額であり、その錢奉高も決して、そのまゝ延平のそれにあてはめられぬものであると考えるべきである。穀價として安すぎるのは、いろいろの事情も考えられるが、單純に三百石の半錢半穀の場合と考えて、たゞちに穀價百錢と算出するよりかは、はるかにまさると思う。

かくて、建武二十六年度受奉例は、しばらく問わないとしても、延平中受奉例は、たしかに錢七穀三であつたことは、すでに證明したとおりである。そして、その割合は前漢時代の俸給制度、および時代はわからないが、他の漢代のある時代のフラグメントの受奉例においても成立することが證明された。また、桓帝時代の崔寔の論文中に引用された俸給高も、錢七穀三と解する方が半錢半穀と解するよりも、より正しいと考えられるのである。だから、恐らく建武受奉例においても、文字どおり半錢半穀と解するよりは、錢七穀三と解する方が正しいのではないかと思われる。

しからば、このように錢七穀三がいつの時代にも行われたと考えうるにもかかわらず、何故「半錢半穀」という語が建武受奉例に書かれているのであろうか？いまそれを考える前に、建武二十六年度受奉例における、粟の斛數を、文字どおり「半錢半穀」が行われたとして、延平中受奉例とならべて、一つの表を作つて見よう。表中B段の斛數は、米ます(小斛)で計量すれば、むろんA段と同一數字となるべきものである。

	A．建武二十六年度受俸例(粟)	B．A を米にして大斛で示せば	C．B の斛數の半分は	D．延平中受俸例の米の斛數	番號
中二千石	180斛	108斛	54斛	72斛	1
二千石	120斛	72斛	36斛	36斛	2
比二千石	100斛	60斛	30斛	34斛	3
千石	90斛	54斛	27斛	30斛	4
比千石	80斛	——	——	——	5
六百石	70斛	42斛	21斛	21斛	6
比六百石	60斛	——	——	——	7
四百石	50斛	30斛	15斛	15斛	8
比四百石	45斛	——	——	——	9
三百石	40斛	24斛	12斛	12斛	10
比三百石	37斛	——	——	——	11
二百石	30斛	18斛	9斛	9斛	12
比二百石	27斛	——	——	——	13
百石	16斛	9.6斛	4.8斛	4.8斛	14
斗食	11斛	——	——	——	15
佐史	8斛	——	——	——	16

九つのケースのうち、二、六、八、十、十二、十四のあとの三ケースも、Dの數字を「續漢志百官受奉例考」によつて、(第三表)それぞれ一は五十四斛に、三は三十斛に、四は二十七斛に修正すれば、これまた完全にCの數字と一致する。そこで次のことがいえると思う。つまり、延平中の受奉例の米の斛數は完全に建武二十六年度受奉例の粟の斛數(すなわち大斛)の〇・六の半分の數字によつて示されているのである。だから延平中受奉例の米の斛數は、單に數字の上からだけ見れば、たしかに、「米を大斛で計量したものの半分」であり、「半穀」④ということが見かけ上成立する。しかし、この場合もし政府に眞に內容的にも「半穀」を支給する意志があつたのなれば、何もわざわざこんな換算を行う必要はない。前にもいつたように、漢代の「ます」の用法から六ケースは、完全にCとDの數字が一致する。そして

すれば、單に建武二十六年度受奉例の斛數の半分の數字を記せばそれでよい。そうすれば、政府ののぞむとおりに、おのずから粟にしても米にしても、「半穀」が支給せられるはずである。粟なれば粟用大斛で「半穀」を、米なれば米用小斛で「半穀」をというわけである。しかるに、延平受奉例に特に「米」とことわつて、わざわざ手かずをかけた換算の數字が記されているのは、政府の眞意としては、「米を支給する限りは、これだけの數字は當然米斛で計量して支給するのだ」という考えが存するにちがいない。つまり、數字の表面は、米を大斛で計量するという常則でないやり方をする限りは、たしかに「半穀」だが、常則どおり米斛で計量すれば、決して「半穀」にはならず、建武二十六年度受奉例の「$\frac{3}{10}$穀」にしか當らないわけである。そしてこれが政府の眞意であつたであろう。政府としては、「半錢半穀」という一種の原則的考え方が強く支配しているために、表面の數字上、その原則を生かし、事務上の操作で「$\frac{3}{10}$穀」を支給することにしたのではないかと思われる。このやうに、延平中受奉例において「半錢半穀」が見かけ上行われていたとすれば、建武二十六年度の「半錢半穀」もまた恐らくは、このような見かけの「半錢半穀」ではなかつたかという推測が成立するのだが、しかしそれは史料的には明確な證明があるわけではない。

楊聯陞氏によれば、王栻氏は後漢の穀價を粟一斛百錢とした。そのよりどころは、恐らくは建武受奉例の數字を粟の斛數と見、延平中の錢奉は、その斛數の半分を錢に換算したものと考えて計算したのではなかろうか。また崔寔のことばから、その「一ケ月のサラリイは粟で二十斛錢で二千です。」とあるのを建武受奉例の三百石の俸給として計算し、文字どおりの「半錢半穀」を信じていられるのではないかと思う。この考え方が正しくないことは、前に記したところで、充分うなずかれると思うが、強いてこの考え方を成立させようとすれば、どうしても、延平中受奉例の斛數を「大斛による斛數」としなければならない。もし、延平中受奉例の斛數を「大斛による斛數」とすれば、たしかに王栻氏の計算は成立するが、しかし、これはい

かに表面上計算上成立しても、漢代における、「ます」使用法上の原則に反したものであるから、正しいとは認めがたい。前にいつたように、九章算術では粟が標準になつているので、すべての斛數が粟用ますの斛數で示されているが、實務上その必要がなく、また、そうすることが極めて不自然な場合は、明らかに本來それぞれの專用の「ます」が使用されている。たとへば、その卷五「商功」に次のような問題が出ている。

こゝに、平地に粟をつんでできた一山がある。底面の周は十二丈で、高さは二丈である。體積はいくらで、何斛になるか？　答。八千立方尺。ます目は $2962\frac{26}{27}$ 斛である。

これは、円錐形につまれた斛の體積と斛數を問うているので、その答はきわめて自然に粟斛の斛數で答えられているのである。つまり、八千立方尺の粟は、二・七立方尺をもつて一斛とする粟用ます（大斛 大石）で計量すれば、正に $2962\frac{26}{27}$ 斛となるのである。

次に

こゝに、かべによせかけて積まれた菽の半山がある。底面の周は三丈で高さは七尺である。その體積と菽のます目はどれだけか？　答。體積は 350立方尺。ます目は $144\frac{8}{243}$ 斛である。

これは菽を計量するのであるから、いうまでもなく菽荅麻麥用ますが使用されるべきである。それゆえ三百五十立方尺の體積をもつ菽は二・四三立方尺の菽用ますで計量すると、正に $144\frac{8}{243}$ 斛となる。

さらに、米の場合の問題で次のようなのがある。

こゝに、かべのすみによせかけて積まれた米の山がある。底面の周は八尺、高さは五尺ある。その體積と米のます目はどれだけか？　答。體積は $35\frac{5}{9}$ 立方尺。ます目は $21\frac{691}{729}$ 斛である。

これは米の斛數を問うているものだから、當然に米用ます（小斛 小石）で計量せられねばならない。だから體積 $35\frac{5}{9}$ 立方尺の米を一・六二立方尺の米用ますで計ると、正に $21\frac{153}{162}$ 斛となり、九章算術の答 $21\frac{691}{729}$ とはほとんど一致する。また、次の問題も米に關するものだから、當然に米斛が用いられている。すなわち、

と〻に円形のくらがある。高さは一丈三尺三寸と三分の一寸。二千斛の米が入れられる。円周はどれだけになるか？　答 5.4丈である。

二千斛は米の斛數だから、米用ますでその體積を示すと 1.62×2000＝3240立方尺となる。これによつて、この円形のくらの半徑を求めると、八・八尺となる。だから、この円形のくらの周は五四・二六四尺となり原典の答と一致する。

右のごとく考えると、延平受奉例に米何斛とあるのは、きわめて事務的な場合である法文の性質上、どうしても米用ますによる斛數であるとしなければならないと思う。（一九五一・二・一五）

この論文の主旨を、もう一層たしかめ明らかにするのには、最近中國の勞榦氏が著わした、居延漢簡考釋を見る必要があると思う。たゞ今は殘念なことに、日本ではこの本が見られない。從つて私の主張は力弱いものとなつている點がある。やがて考釋を見たあかつきには、必ずやもつと力強く主張ができるようになると思つている。

續漢志百官受奉例考は藪内清博士との共作になつているが、實はあの論文ができるまでの重要な數字上のヒントは籔内博士が出されたものであり、他の考證と作文は私がやつたものであつた。私は特に博士にたのんで共同執筆者になつていたゞいたが、最近楊氏からその欠陷を指摘せられるにいたつたので、と〻に改めて事情を明記しておく。この論文はむろん私の作文になる。籔内博士にも讀んでいたゞいた。終りに記して感謝の意をあらわす。

註

①この點に關して、近着の國學季刊第七卷一號にのつている楊氏の「漢代丁中・廩給・米粟・大小石之制」を讀むと、これは氏が無意識に誤つているのでなく、氏は「大石・小石というのは計算上の便利のために用いるノミナルな語で、ますが二種あるわけではない。大石というのは現物が米であるという意味、小石というのは現物が粟であるという意味に外ならない。」としているのがわかつた。たゞ氏のこのような考え方は、九章算術に明らかにみえる、漢代の三種のますの存在を無視したものではないかと思う。また、そのように考えるのでは、木簡中に一々手かずをかけた換算が記入せられている意味は、よくわからないであろう。

②この點について、最近台灣にいられる勞榦氏が大陸雜誌第

一卷第一一期に「大石與小石」といふ文を書き、大石は民間用の「ます」であり、小石は官用の「ます」である。としているのは必ずしも當つていないと思う。氏の考えは、むしろ史記と左傳に見える大斗・家量の關係にはあてはまるが、漢代の事實にはあてはまらない。

③近着の勞榦氏の大著「居延漢簡考釋」を見ると、粟や糜を收支する時、小石は大石に、大石は小石に換算した例が多く見える。これは、その時の便宜で、現物は小石を用いねばならぬ種類のものでも、かりに大石を用いた時は換算數を示しておくのが、簿記記入上のていねいな方法であつたのだと思う。反對に大石を用いるべき時に小石を用いたら、やはり同樣の記入をしたであろう。換算は現物とそれに用いるべき「ます」とが一致しない時は、いつでも記入する必要があつたのではないかと思われる。しかし、かなり多くの場合に、換算の記入がしてないと思われるものもあるが、それは書記が手をはぶいたのであろう。たとえ手をはぶいても、穀物の種類と、それが消費せられる日數、消費する人數は記入せられているから、當時の事務になれた書記なら、そこに書かれている石數が、粟斛（大石）を用いたのか米斛（小石）を用いたのかは、すぐわかつたであろう。なお次の注を參考せられたい。

④この場合、勞榦氏の考えのように、官では常に小斛が用いられたのだとすれば、A段の數字は小斛による粟の斛數を示す數字で、B段は同じく米の斛數を示すものである。すれば、D段の數字はすべて、B段の半分を示したものとなり、文字どおり「半錢半穀」が行われたという解釋が成立するが、前にもいつたように、無條件で粟を小斛で計量することは、兵士の不滿を買い、主任の死刑にあたいするギマン行爲でさえある不法なのである。（前引曹疇傳）小斛は決して「官用ます」ではなく、「米用ます」なのである。粟俸であるA段の斛數を小斛による數字とすることは決してゆるされない。

（一九五一・七・二六　京大人文科學研究所にて追記）

⑤1950 に Princeton 大學から出版された Nancy Lee Swann 女史の漢書食貨志の英譯に附せられたコンメンタリーによると、女史も王栻氏の論文に賛成し、一斛百錢として計算している。そして半錢半穀を文字通りのものと解している。(p. 49) それは正しくないであろう。

（一九五一・九・一五　名大研究室にて）

found in Vol. II of *Lian-huai-an-tu-ch'ao-ts'un* (兩淮案牘鈔存). Ch'iao Sung-nien (喬松年) was a high Government official who became governor of Tung-ho (東河). He ran, however, his own enterprise in salt trade and made a big investment in a pawn-shop. An elder brother of Lu Ting-hsün (盧定勳), a high Government official, became rich, taking advantage of the position of his brother (according to another version this man was a son of Lu Ting-hsün's elder brother). This man was engaged in salt trade and banking, and invested funds in cotton-spinning industry.

AGAIN ON THE SALARY OF THE GOVERNMENT OFFICIALS UNDER THE HAN (漢) DYNASTY

Kiyoyosi Utsunomiya

To *Tōyōshi Kenkyū*, Vol. 4, 1940, the present author contributed an article enditled "On the Salary of the Government Officilas under the Han Dsnasty." In that article he said that the Han Government officials were paid 70 per cent in coin and the rest in kind in spite of the edict of 50 A. D. which provides payment in coin and kind helf and half, and that throughout the Han period the 70–30 per cent payment was a rule. Recently in his articles on the Han measures appeared in HJAS, 1950, and *Kuo-hsüeh-chi-k'an*, Mr. Yang Lien-shêng attacked the present author's view. And Mr. Lao Kan also contributed an article on the same subject to *Ta-lu-tsa-chih*, I–II, 1950 The present author tries to criticize the views of these two Chinese authors, and develops his own view in the light of some passages in the Biography of Ts'ao-man (曹瞞), which are quoted in *Chiu-chang-suan-shu* (九章算術) and in a note in Vol. I of the Wei Annals (魏志). The author holds that his view still holds good.